

## 雲仙市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン

平成24年7月18日

雲仙市訓令第14号

### (目的)

第1条 このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）が職務の一環として、次条各号に掲げる媒体（以下「ソーシャルメディア等」という。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市政情報等を発信するために必要な指針を定める。

### (適用)

第2条 このガイドラインは、職務の一環として次の各号に掲げる媒体を利用する全ての職員に適用する。ただし、民間企業が提供するソーシャルメディア等を利用する場合に限る。

(1) フェイスブック

(2) ツイッター

(3) ブログ

(4) 前3号に掲げるもののほか、インターネットを利用してユーザーが情報発信し、又は相互に情報を交換する等の情報伝達を行うための媒体

### (基本原則)

第3条 ソーシャルメディア等による情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

(1) 職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。

(2) 法令、例規、当ガイドライン、ほかに定める運用基準及びソーシャルメディア等が定める利用規約等を遵守すること。

(3) 職務上知り得た秘密及び個人情報の取り扱いに十分に注意すること。

(4) 利用者（職員を含む。）の基本的な人権及び著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。

(5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。

(6) 取り扱う情報は、信頼性を確保し、正確に発信すること。

(7) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。

(8) ソーシャルメディア等を活用するに当たっては、難解な表現をさげ、親しみやすい文章表現を行うように努めること。この場合において、表現によっては、閲覧者が不快に感じる事又は公私混同と受け取られる可能性があり得ることを自覚し、一定の品位と節度をもって表現しなければならない。

### (禁止事項)

第4条 ソーシャルメディア等による情報発信に係る禁止事項は、次のとおりとする。

(1) 誹謗中傷又は不敬な言い方を含む情報を発信すること。

(2) 人種、思想、信条、居住若しくは職業等で差別し、又は差別を助長すること。

(3) 職員の個人的な状況又は意見等の情報を発信すること（職務上必要な

場合を除く。)

- ( 4 ) 違法行為又は違法行為をおおる情報を発信すること。
- ( 5 ) 職務上知り得た秘密又は個人情報を含む情報を発信すること。
- ( 6 ) 市又は第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- ( 7 ) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- ( 8 ) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
- ( 9 ) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること(市が積極的に意見等を求める場合を除く。)
- ( 10 ) 市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信すること。
- ( 11 ) 職員以外の者又は管理者として指定した以外の者に情報を発信させること。

(運用の停止又は終了)

第5条 市は、ソーシャルメディア等の運営が困難と判断した場合は、当該ソーシャルメディア等の運営を停止し、又はアカウントを削除するなどにより運営を終了するものとする。

2 市は、前項の規定によりソーシャルメディア等の停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。

(各媒体の運用ガイドラインの制定)

第6条 市は、ソーシャルメディア等を用いて情報発信をする場合は、媒体ごとに、当該ソーシャルメディア等に関する運用基準を定めるものとする。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。